

川崎市協働推進事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、区が主体となって、区民の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域特性を生かした事業を実施し、区における総合行政の推進に資することを目的とする協働推進事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第 2 条 区長は、前条の目的を実現するために、区民意見、事業の必要性、効率性等を考慮の上事業を実施する。

2 対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域の特性を生かした区づくりを区と区民が協働して推進する事業
- (2) 地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区が主体的かつ迅速に対応し、解決を図る事業
- (3) 複数の分野にまたがる地域社会の課題を、区が地域の視点から解決するため、区自らの裁量・創意工夫により総合的・横断的に判断し、効率的・効果的に執行する事業
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要とする事業

3 事業実施に当っては、次のいずれにも留意しなければならない。

- (1) 対人給付的な事業など開始段階から全市一律のサービス水準を確保すべき事業でないこと。
- (2) 後年度負担の発生を極力、抑えた事業であること。
- (3) 予算の硬直化を防ぎ、課題に柔軟に対応するために、事業評価を実施した上で、所期の目的を達成した事業は完了し、新たな展開を図ること。

(実施方法)

第 3 条 区長は、実施に当って、関係部局等との調整を十分に行うものとする。

(事業の広報等)

第 4 条 区長は、事業計画及び事業結果を区民に広報し、区民意見の聴取に努めるものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。